

かがわDX Lab 設置要綱

令和4年4月1日 制定

令和4年6月6日 改正

(趣 旨)

第1条 この要綱は、香川県内を一つの生活圏とした住民起点によるデジタル社会を形成するため、県・市町・民間事業者等が共創・創発するコミュニティ「かがわDX Lab」（「かがわディーエックスラボ」。以下「ラボ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(基本理念及び行動憲章)

第2条 ラボの基本理念及び行動憲章は、次のとおりとする。

[基本理念]

人が輝く かがわのあしたを デザインする

～オープンにフラットにつながる、ここからみんなで挑戦する～

[行動憲章]

(オープン) 私たちは、かがわDX Labで語り合った過程や結果を、可能な限りオープンにします。

(フラット) 私たちは、顔の見える関係を大切にしつつ、互いに本音で語り合います。

(コネクト) 私たちは、官民の垣根を越えて、人もデータもつながり、真にコンパクトな地域を目指します。

(トラスト) 私たちは、デジタル技術の活用のみを目的とせず、住民の信頼のもと、真に必要なものを考え続けます。

(アクション) 私たちは、10年、20年後のかがわの未来を見据え、変わることを恐れず、今から行動します。

(デザイン) 私たちは、かがわが持っているポテンシャルと、デジタルをかけあわせて新しい価値をデザインします。

(チャレンジ) 私たちは、現状にとらわれることなく、失敗を恐れず、挑戦し続けます。

(Well-being) 私たちは、かがわを一つの生活圏としてとらえ、住民起点の誰一人取り残されない社会を実現します。

(参加者)

第3条 ラボは、香川県、県内市町の他、前条の基本理念等に賛同し、別に定める入会手続きを完了した団体等により構成することとする。

(フェロー)

第4条 ラボに、デジタル社会の形成に関する専門的知見を持つ者をフェローとして置くことができる。

(活動)

第5条 第2条の基本理念等に基づき、参加者は相互に連携して次の活動を行う。

- (1) デジタル社会の形成に向けた参加者間の情報共有及び調査・研究
 - (2) デジタル化による地域課題の解決のために行う次の活動
 - (ア) 地域課題の抽出及び施策の検討
 - (イ) 実証又は実装に関する検討・実施
 - (ウ) 基盤整備に関する検討・実施
 - (3) デジタル化による地域課題の解決の主体となる人材の育成とネットワーク化
 - (4) その他デジタル社会の形成に向け必要な事項
- 2 活動及び運営に要する費用については、参加者が相互に負担するものとする。
- 3 活動場所については、かがわ情報通信交流館（高松市サンポート）内とする。

(秘密保持)

第6条 ラボの参加者は、ラボの活動において知り得た内容または他の参加者に関する事項について、それがラボの目的達成のため相互の信頼に基づき共有されたものであることに鑑み、当事者の許可をうけることなくラボの活動目的以外に利用したり、第三者への開示を行ったりしてはならない。なお、ラボから退会した場合も、また、同様とする。

(事務局)

第7条 ラボに関する庶務を処理するため、香川県政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ラボに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条の基本理念等については、施行後、速やかに定めることとする。
- 3 令和4年度のラボの活動及び運営に係る費用については、県と県内市町が負担する。なお、負担の内容及び内訳等については、協議により定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。